

就学援助についてのお知らせ

宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通うお子さんの学用品や学校給食の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を援助する制度を設けています。

◆ 援助を受けることができる世帯 ◆

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 申請年度に生活保護を停止または廃止された世帯で援助が必要と認められる場合
- ③ 申請年度の前年中の所得により、次のいずれかに該当する世帯で援助が必要と認められる場合
 - ・ 市民税が非課税または減免となった世帯
 - ・ 児童扶養手当の受給が認められた世帯
- ④ 生活保護に準ずる程度の低所得世帯で援助が必要と認められる場合

「モデル世帯」	世帯人数	2人		3人	4人
認定の基準となる 所得金額の目安 (平成22年度)	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の 総所得金額	240万円程度	260万円程度	330万円程度	340万円程度

※ 所得基準額は生活保護基準を基に算出しており、世帯構成(人数・年齢等)や家賃の有無等によって、また、年度によっても異なります。

- ⑤ 病気・災害等の事情により、収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる場合

◆ 援助の内容 ◆

認定されますと、次の費目が援助されます。

	生活保護世帯	生活保護に準ずる世帯	《参考》平成22年度の援助内容		
			小学校	中学校	備考
学用品通学用品費		○	1年 11,100円 2年～ 13,270円	1年 21,700円 2年～ 23,870円	年額です。認定月日によって月割りとなります。
新入学学用品費		○	1年 19,900円	1年 22,900円	4月認定の1年生に限りです。
校外活動費		○	全額(宿泊有・宿泊無 各1回分まで)		
修学旅行費	○	○	全額(1回分のみ)		
通学費		○	全額		通学距離等の制限があります。
学校給食費		○	全額		
医療援助費	○	○	自己負担額		う歯等の学校病に限りです。 小学校6年生までの児童については、こども医療費助成制度の利用を優先してください。

※ 申請は4月～1月末まで随時受付、認定となった場合は申請月分から支給対象となります。

※ 支給は実績に基づき年3回を予定しています。

◆ 申請方法 ◆ 申請はお子さまの通学する学校を通じて行います。

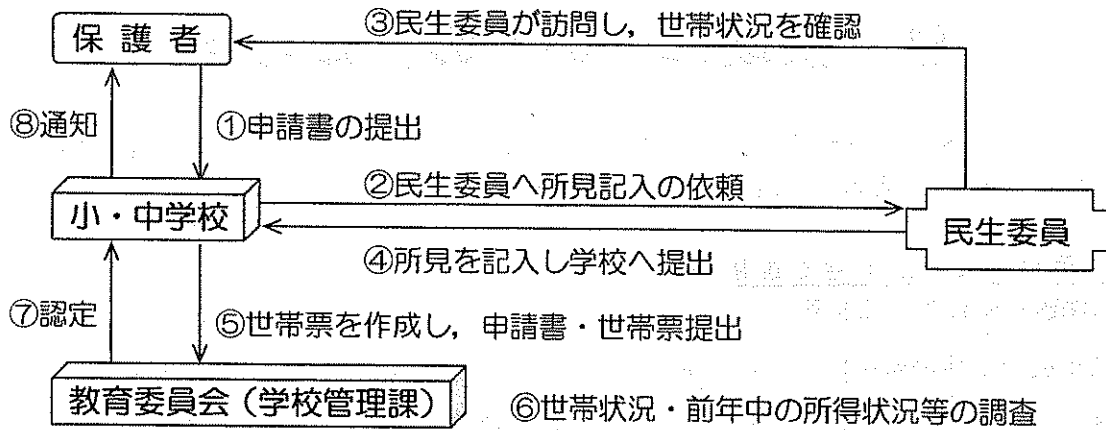
就学援助を希望される方は、通学する学校から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入して学校へ提出してください。お子さんが異なる学校に通学する場合(小学生と中学生の場合など)には、それぞれの学校への提出が必要です。

なお、申請書提出後に地域の民生委員が生活状況の確認に伺います。

◆ 問い合わせ先 ◆

詳しくは、通学されている学校、または 宇都宮市教育委員会 学校管理課 就学グループ (電話 632-2723, 2724) までお問い合わせください。

◇ 認定(保留・却下)までの流れ



■ 申請書を学校に提出してください。(図①)

受給を希望する世帯は、毎年度申請書を提出する必要があります。
(生活保護を受けている世帯についても同様です。)

■ 申請後、地域の民生委員による世帯への訪問があります。(図③)

■ 必ず、税務署または市役所市民税課で所得の申告を済ませておいてください。

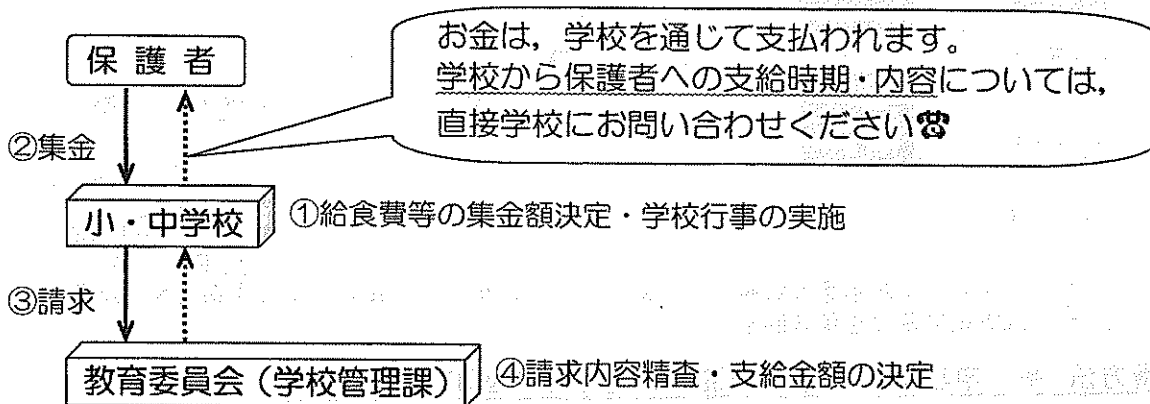
世帯に1人でも所得不明者がいると、認定が保留となります。(図⑥)

なお、平成23年1月1日現在の住所が宇都宮市外の場合には、6月に入ったら速やかに「平成22年中の所得・扶養関係・控除関係が全てわかる証明書」を取寄せて教育委員会へ提出してください。

■ 学校長及び民生委員の所見、世帯全員の所得調査結果等を参考に認定します。(図⑦⑧)
結果の通知は、学校を通じてお渡しします。

◇ 支給までの流れ

年3回(7・12・3月を予定)、実績に基づき支給します。



③、④：学校長に請求・受領・処理を委任することになります。
(申請書が委任・同意を兼ねています。)

◇ その他

- (1) 世帯状況等が変わった場合には、必ず学校までご連絡ください。
- (2) 経済状況の好転により就学援助の必要がなくなったときは、学校長に申し出て、「辞退届」を提出してください。